

事業主殿

(公社)神奈川労務安全衛生協会小田原支部



1 トン未満フォークリフトの運転の業務に係る特別教育の開催について

労働安全衛生法第59条第3項により、事業者は、省令で定める危険又は有害な業務に就業させるときは、省令に定める特別の教育を行わなければならないこととなっており、「最大荷重1トン未満のフォークリフトの運転の業務」に従事するには特別教育が必要（労働安全衛生規則第36条第5号）です。ついでには最大荷重1トン未満のフォークリフトの業務に従事する方を対象に下記の通り教育を実施しますのでご案内申し上げます。学科及び実技教育修了者には特別教育修了証を交付いたします。

[注：特別教育修了証交付後、3ヵ月以上従事した後に1トン以上の技能講習Aコースを受講される場合は、普通自動車運転免許証・特別教育修了証のほかに1トン未満のフォークリフトの特定自主検査の記録表の写しが必要です。この記録表のない場合はCコースとなります。]

記

- 1. 日時 令和4年5月17日(火) 9:20~17:00
2. 場所 青色会館 3F 会議室 (小田原市本町2-3-24)
3. 講習内容 1) 走行、荷役装置の構造及び取り扱いの方法に関する知識
2) 運転に必要な力学の知識
3) 関係法令 (当日は学科教育のみ)



※ 実技教育については、各事業場で実施(教育担当者は、今までに修了証を取得された方)し、実技修了証明書を6月17日(金)までに郵送提出して頂きます(事務所持参も可)
詳細は学科教育当日に説明いたします。

注意：1トン未満のフォークリフトでの実技実習が可能かご確認ください

- 4. 受講資格 満18才以上
5. 会費 会員：9,250円(税込、テキスト代1,340円、弁当代800円含む)
一般(非会員)：12,250円(税込、テキスト代1,340円、弁当代800円含む)
※会員の方は、ネット申込みされますと会費が300円割引になります。

- 6. 定員 30名 (定員になり次第締切ります)
7. 申込方法 小田原支部HPからのNET申込み、または、申込書に所要事項を記入のうえ
FAXにて4月28日(木)までにお申込み下さい。
(公社)神奈川労務安全衛生協会小田原支部 事務局

FAX 0465-24-5820 (TEL 0465-24-1753)
※ 当教育及び修了者台帳に関する目的以外に個人情報を利用することはありません。
※ 申込み後の取り消しは、テキストの発注の関係で5月11日(水)までにお問い合わせいたします。それ以降は、準備の都合上お受けできませんのでご了承ください。

1 トン未満フォークリフトの運転の業務に係る特別教育申込書 (5月17日)

事業場名 _____ 会員NO. _____ 住所 〒 _____

担当者 _____ TEL _____ FAX _____

Table with 5 columns: Surname, Birth date (Western calendar), Surname, Birth date (Western calendar). Rows contain placeholder text 'フリガナ 氏名'.

会費支払銀行振込 : _____ 月 _____ 日 振込予定 (振込手数料は貴事業場にてご負担下さい)

振り込み銀行 : 横浜銀行 小田原支店 普通 0056462

名義人 神奈川労務安全衛生協会小田原支部